

# 令和5年度 兵庫県児童養護連絡協議会 事業方針

## 1. 児童養護施設を取り巻く状況

### 「兵庫県社会的養育推進計画」の推進

「兵庫県社会的養育推進計画」（以下「県推進計画」）が策定されてから約3年が経過した。

この間、令和3年4月に新たに加東市ならびに尼崎市にこども家庭センターが新設されるとともに、県東部エリアにおける一時保護所の整備計画と中央こども家庭センターの移転整備の検討が実施されており、児童相談所を中心としたこども家庭支援体制構築の強化が図られている。

令和4年度には、「2 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）」について、「子どもの権利擁護のための意見表明支援事業」の対象が一時保護児童のみでなく、施設入所措置や里親委託等児童へと拡大された。さらに「9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組」については、令和3年度の各施設への自立支援担当職員の配置に引き続き、兵庫県児童養護連絡協議会（以下「県養協」）に生活支援担当職員が配置され、社会的養護自立支援機能の強化が図られた。

令和6年度には「子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充」等を重要課題とする児童福祉法の改正が予定されており、児童養護施設にも新たな役割が求められる状況となっている。

このような中、県児童課ならびに県こども家庭センターとの連携の元、引き続き児童養護施設の役割に関する項目について、各内容を具現化するための積極的な取組を行っていくこととする。

#### <参考> 兵庫県社会的養育推進計画の項目

- 1 兵庫県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- 2 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
- 3 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた兵庫県の取組
- 4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- 5 里親等への委託の推進に向けた取組
- 6 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- 7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- 8 一時保護改革に向けた取組
- 9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- 10 児童相談所の強化等に向けた取組

## 2. 重点的实施事項

### （1）権利擁護に関するコンプライアンスの徹底

児童福祉法第1条には、「全て児童は、適切に養育され、その生活を保障され、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達（略）を等しく保障される権利を有する」ことが明記されている。また「全国児童養護施設協議会倫理綱領」では職員の使命として「私たちは、入所してきた

子どもたちが、安全に安心した生活を営むことができるよう、子どもの生命（せいめい）と人権を守り、育む責務があります。」と表明されている。

しかしながら令和元年度における被措置児童等虐待への各都道府県等の対応状況等に係る調査結果によると、児童養護施設における被措置児童虐待が67件報告されている。

県養協のすべての施設や職員は、児童の権利条約や児童福祉法、児童養護施設運営指針等、子どもの権利擁護に関するコンプライアンスの徹底を心掛けねばならない。

#### <具体的取り組み>

##### ①こどもの権利擁護委員会のさらなる活用の検討

平成31年度に県養協内に設置した「こどもの権利擁護委員会」の活動が3年を経過した。この間当委員会は、県養協内の施設で発生した被措置児童虐待等の権利侵害事案の検証作業や子どもの権利擁護を目的とした調査研究活動（「兵庫県児童養護施設における夜間体制の課題と重要性に関する調査」）を行ってきた。

令和4年度は、県養協内の施設で発生した被措置児童虐待の案件について、再発予防並びに施設とこども家庭センターとの連携強化を目的に委員会にて検証作業を行った。その検証結果について令和5年度内に報告書が提出されることとなっており、当報告書内の提言事項を厳守し再発防止に努めていきたい。

また、昨年4月より施設で生活するすべての子どもを対象に実施される「子どもの権利擁護のための意見表明支援事業」について、本事業の趣旨が具現化するような事業のあり方（児童養護施設における本事業の取り組み）について、本委員会で引き続き検討していきたい。

##### ②児童の健全な発達支援を目的とした児童行事の実施

施設養育の特性である児童集団のグループダイナミックスを活用したスポーツ等の行事は、子どもたちの主体性や協調性等を養う健全育成の貴重な機会である。しかし、施設の小規模化（定員減）や子どもの発達課題の多様化等により、行事参加が困難な施設が増加している。

このような中、新型コロナウイルス感染予防の視点から令和2年度と令和3年度は児童行事の実施を見合わせてきたが、令和4年度は一部行事を再開した。

令和5年度においも子どもたちの健全育成の観点から、感染予防対策を実施した上で児童行事を実施していきたい。

## (2) 高機能化への取り組み

県推進計画における「7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」について、引き続き施設養育の使命である「高機能化・多機能化」の実現に向け、以下の取り組みを行うこととする。

#### <具体的取り組み>

##### 自立支援計画策定に関する施設とこども家庭センターの連携について

県養協の『児童養護施設における自立支援計画策定の手引きー子どものニーズに即した自立支

援計画の達成に向けてー』（平成30年12月）の作成及び兵庫県の「自立支援計画の見直しに係る準則の策定について（通知）」（平成31年4月4日）による自立支援計画策定に関する施設とことも家庭センターの連携の取り組み開始から約4年が経過した。

今後この取り組みを継続的に行っていくこととともに、これまでの取り組みを振り返り見えてきた新たな課題について解決していきたい。具体的には、早期家庭復帰（家族再統合）や里親委託推進を進めることを目的に、アセスメント機能の向上に取り組んで行く。

### （3）多機能化への取り組み

#### <具体的取り組み>

##### 兵庫県のフォスタリング体制における里親支援専門相談員の役割の確立

県推進計画では、里親支援専門相談員についてすべての児童養護施設に配置することや里親のリクルートや里親家庭への訪問支援等がその役割と示されている。

国は、「里親の普及啓発、里親の相談に応じた必要な援助、入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整、委託児童等の養育の計画作成といった里親支援事業や、里親や委託児童等に対する相談支援等を行う。」ことを目的とした新たな児童福祉施設として「里親支援センター」の設置を旨とする児童福祉法改正を予定している。（令和6年4月施行）

兵庫県においても令和5年度に、豊岡こども家庭センター管内において里親支援業務の民間委託のモデル実施が予定されており、また里親支援センターの開設準備に関する経費も予算化されている。

このように里親支援業務について、民間委託の方向で推し進められている状況において、県養協においても引き続き里親支援部会を中心に児童家庭支援センターとも連携しながら県のフォスタリング体制における施設（里親支援専門相談員）の専門性提供のあり方について検討していきたい。

### （4）社会的自立支援機能の強化

県推進計画「9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組」について、県養協にすでに配置されている自立支援コーディネーターに加え、令和3年度に各施設に自立支援担当職員が配置され令和4年度より県養協に生活支援担当職員が配置された。

県養協では令和4年度より自立支援コーディネーター、生活支援相談員、各施設自立支援担当職員による「自立支援部会」を構成し、組織的に社会的自立支援機能強化に取り組んだ。具体的に自立支援セミナーや就職支援セミナー、就職相談会等を開催した。

令和5年度においても自立支援部会を中心に自立支援に関する事業の企画運営に取り組み、県養協全体の自立支援機能の強化に取り組んでいきたい。

### （5）人材確保・定着の取り組み

施設の高機能化・多機能化の実現には、それを担う職員の人材確保とその育成が必要不可欠である。特に人材不足の問題が顕著となっている社会福祉の分野においては、人材養成・確保における組織的な取り組みが重要となる。

このような中、兵庫県施設保育士養成協議会や兵庫県社会福祉士会等との連携を図ることを目的に導入した賛助会員制度の活用及び実習部会の取り組みが、就職フェアの実施や実習アンケートによる施設実習の充実化に大きく効果をもたらしている。

今後はさらに本取り組みを充実化させ、人材確保と人材育成に貢献していきたい。